



草津市公報

発行日 令和8年7月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 12 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目 次

◎ 告 示

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱（障害福祉課）	1
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	1
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	1
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	2
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	2
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	2
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	2
指定管理者の軽微な変更について（まちづくり協働課）	3
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	3
公示送達について（税務課）	3
公示送達について（税務課）	5
生活保護法第50条の2の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	5
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律および生活保護法の規定に基づく医療担当機関の指定廃止の届出について（生活支援課）	5
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	6
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律および生活保護法の規定に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	6

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
道路の位置の指定について（建築政策課）	7

◎ 上下水道事業告示

草津市指定下水道工事店の代表者の異動について（上下水道総務課）	8
---------------------------------	---

告 示

草津市告示第269号

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月2日

草津市長 橋 川 渉

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱（令和元年草津市告示第101号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第3条 <現行どおり> 第4条 特別加算費の額は、別表に基づき算出した額とする。 第5条～第10条 <現行どおり> 別表 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第8号 <現行どおり>	第1条～第3条 <省略> 第4条 特別加算費の額は、別表に基づき算出した額とする。 <u>ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。</u> 第5条～第10条 <省略> 別表 <省略> 別記様式第1号～別記様式第8号 <省略>

付 則

この要綱は令和8年6月2日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

（令和8年6月2日揭示済み）

草津市告示第270号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第6号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

- 公の施設
名 称 草津市立志津まちづくりセンター
所在地 草津市青地町561番地
- 指定管理者
名 称 志津まちづくり協議会
所在地 草津市青地町561番地
「会長 奥 村 次 一」を「会長 宇
野 敬 造」に変更する
- 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（令和8年6月3日揭示済み）

草津市告示第271号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第10号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

- 公の施設
名 称 草津市立渋川まちづくりセンター

- 所在地 草津市西洪川二丁目9番38号
- 2 指定管理者
名 称 洪川学区まちづくり協議会
所在地 草津市西洪川二丁目9番38号
「会長 若 月 義 信」を「会長 村
田 高 三」に変更する
- 3 指定管理期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第272号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第14号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

- 1 公の施設
名 称 草津市立玉川まちづくりセンター
所在地 草津市野路九丁目7番42号
- 2 指定管理者
名 称 遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議
所在地 草津市野路九丁目7番42号
「会長 中 野 宗 城」を「会長 中
野 茂」に変更する
- 3 指定管理期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第273号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第16号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

- 1 公の施設
名 称 草津市立山田まちづくりセンター
所在地 草津市南山田町678番地
- 2 指定管理者
名 称 山田学区まちづくり協議会
所在地 草津市南山田町678番地
「会長 山 本 克 実」を「会長 堀
井 信 市」に変更する
- 3 指定管理期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第274号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第17号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

- 1 公の施設
名 称 草津市立笠縫まちづくりセンター
所在地 草津市上笠一丁目6番3号
- 2 指定管理者
名 称 笠縫学区まちづくり協議会
所在地 草津市上笠一丁目6番3号
「会長 山 元 譲 治」を「会長 永
原 光 一」に変更する
- 3 指定管理期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第275号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第18号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立笠縫東まちづくりセンター
所在地 草津市集町5 8 番地8

2 指定管理者

名 称 笠縫東学区まちづくり協議会
所在地 草津市集町5 8 番地8

「会長 今 井 修」を「会長 中 井
昌 治」に変更する

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第276号

指定管理者の軽微な変更について

令和7年草津市告示第19号により告示した事項に変更があったので、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第3項の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

1 公の施設

名 称 草津市立常盤まちづくりセンター
所在地 草津市志那中町1 1 1 番地1

2 指定管理者

名 称 人と地域が輝く常盤協議会
所在地 草津市志那中町1 1 1 番地1

「会長 澤 田 幸 雄」を「会長 駒
井 和 博」に変更する

3 指定管理期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規

定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南笠薬局	草津市南笠東二丁目7番3号	令和8年2月14日

(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第278号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月3日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
南笠薬局	草津市南笠東二丁目7番3号	令和8年2月14日

(令和8年6月3日揭示済み)

草津市告示第279号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月11日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
令和8年度 軽自動車税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名等
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和8年6月18日に送達
があったものとみなす。

令和8年度 軽自動車税納税通知書

連番	氏名	調定年度	年度分
1	有限会社 ウエルディングヨコエ	令和8年度	令和8年度分
2	西本 拓朗	令和8年度	令和8年度分
3	山下 真理	令和8年度	令和8年度分
4	増田 一也	令和8年度	令和8年度分
5	増田 一也	令和8年度	令和8年度分
6	有限会社 高木塗装	令和8年度	令和8年度分
7	李 建林	令和8年度	令和8年度分
8	松村 篤	令和8年度	令和8年度分
9	濱元 康熙	令和8年度	令和8年度分
10	山根 雅和	令和8年度	令和8年度分
11	中山 宜士	令和8年度	令和8年度分
12	大西 智子	令和8年度	令和8年度分
13	西川 晋汰郎	令和8年度	令和8年度分
14	坂元 勇	令和8年度	令和8年度分
15	松居 智果	令和8年度	令和8年度分
16	西村 元志	令和8年度	令和8年度分
17	井上 健	令和8年度	令和8年度分
18	田井中 慶斗	令和8年度	令和8年度分
19	渡邊 隆之助	令和8年度	令和8年度分
20	井之口 武	令和8年度	令和8年度分
21	高山 太一	令和8年度	令和8年度分
22	巽 正樹	令和8年度	令和8年度分
23	宇野 清伽	令和8年度	令和8年度分
24	石井 晴空	令和8年度	令和8年度分
25	磯部 晃一	令和8年度	令和8年度分
26	伊藤 憲次	令和8年度	令和8年度分
27	江渡 孝	令和8年度	令和8年度分
28	Z H A O W E I X U A N	令和8年度	令和8年度分
29	久松 紀彦	令和8年度	令和8年度分
30	福本 馨	令和8年度	令和8年度分
31	福本 馨	令和8年度	令和8年度分
32	中嶋 空	令和8年度	令和8年度分
33	T H A N Q U O C H I E U	令和8年度	令和8年度分
34	大橋 凱	令和8年度	令和8年度分
35	水上 実	令和8年度	令和8年度分
36	石本 翔太	令和8年度	令和8年度分
37	橋本 直威	令和8年度	令和8年度分
38	株式会社 ビービーネクスト	令和8年度	令和8年度分
39	足立 佳之	令和8年度	令和8年度分
40	岡上 士門	令和8年度	令和8年度分
41	木村 悠輝	令和8年度	令和8年度分
42	塩見 由佳	令和8年度	令和8年度分
43	小坂 真史	令和8年度	令和8年度分
44	中村 佑樹	令和8年度	令和8年度分
45	吉田 淳	令和8年度	令和8年度分
46	高田 寿里	令和8年度	令和8年度分

(令和8年6月11日揭示済み)

草津市告示第280号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月11日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年6月18日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	田上 隆広	令和7年度	令和7年度
2	井之口 武	令和7年度	令和7年度
3	藤野 宏行	令和7年度	令和7年度
4	PARK JAEYOUNG	令和7年度	令和7年度
5	中村 博子	令和7年度	令和7年度
6	村崎 雷璽	令和7年度	令和7年度
7	NUR ADEEBA TASNIM BINTI MUHAMAD SHUKRI	令和8年度	令和7年度

（令和8年6月11日揭示済み）

草津市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月15日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
草津駅前 デンタル クリニック	草津市大路一丁目7-111	令和8年5月31日

（令和8年6月15日揭示済み）

草津市告示第282号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月15日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
草津駅前 デンタル	草津市大路一丁目7-111	令和8年5月31日

クリニック

(令和8年6月15日揭示済み)

草津市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月15日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
そるりも訪問看護ステーション	草津市笠山一丁目8番35-107号 リバティヒルズ405	令和8年2月1日

(令和8年6月15日揭示済み)

草津市告示第284号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年6月15日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
そるりも訪問看護ステーション	草津市笠山一丁目8番35-107号 リバティヒルズ405	令和8年2月1日

(令和8年6月15日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年6月4日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市平井町357番地15 佐々木 重典	草津市矢橋町字中庄司1879番19 外1筆	420.55㎡	R8.6.4	1933

（令和8年6月4日掲示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和8年6月4日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市追分二丁目8番15-202号 デン・プリシ ャインⅢ 石田 和範、石田 美緒	草津市下笠町字辻出980番1	266.80㎡	R8.6.4	1934

（令和8年6月4日掲示済み）

公 告

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築政策課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和8年6月5日

草津市長 橋 川 渉

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長メートル	指定道路の幅員メートル
令和8年6月5日	草津市南笠東三丁目字新毛1581番4、1581番5、1581番6、1581番7、1581番11、1581番18、1581番26、1582番3	2. 8 1 m	6. 7 m

(令和8年6月5日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第16号

草津市指定下水道工事店の代表者の異動に
ついて

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異動
があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成26
年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第4号
の規定により告示する。

令和8年6月4日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1071 有限会社八茂工業

	新	旧	異動年月日
代表者	八軒 茂隆	八軒 茂勉	令和8年5月29日

(令和8年6月4日揭示済み)